入院時食事療養費について

■　入院時食事療養費（Ⅰ）

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っております。
食事は医療の一環として提供されるべきものです。当院では、管理栄養士の管理により患者さまの年齢、病状によって適切な栄養量および内容の食事を適時（朝食：8時00分・昼食：午後12時00分・夕食：18時00分）に適温で提供しております。

■　治療費の提供について

当院では、患者さまの病状に合わせた治療食（腎臓病、肝臓病、糖尿病など）を提供しております。

■　入院時食事療養費の患者さまへのご負担金額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
限度額適用区分「ア～エ」	一般所得者		490円
限度額適用区分「ア～エ」	指定難病疾患		280円
限度額適用区分「オ」 （低所得者：住民税非課税）	低所得者Ⅱ	90日目まで	230円
限度額適用区分「オ」 （低所得者：住民税非課税）	低所得者Ⅱ	91日目以降	180円
該当者なし	低所得者Ⅰ （老齢福祉年金受給権者）		110円

ご不明な点がございましたら担当者へお問合せください。

2025年1月1日

医事課　入院会計担当

掲載根拠：【施設基準】入院時食事療養（Ⅰ）

Den-en-chofu Central Hospital
田園調布中央病院